

令和 4 年 5 月 25 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01234

研究課題名（和文）伝統的許可制度の現代の変容 許可制度の再構築に向けた比較法研究

研究課題名（英文）Modern Transformation of the Traditional Permit System

研究代表者

米田 雅宏（YONEDA, Masahiro）

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00377376

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、許可制度の改革に取り組むドイツ・ヨーロッパ行政法を分析することを通して、我が国の伝統的な許可制度を反省し、同制度が潜在的に持つ多面的な制御機能を踏まえた上で、“高度な利益調整機能”と“変化する事態に対応する柔軟性”を備えた制度として再構築されるべきこと、そして、我が国の原子炉設置許可処分を素材にしつつ、許可制度が“利益の集光レンズ”として行政法総論の中に位置づけられることの重要性和有効性を示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、許可制度を“多数利害関係者の諸利益の集光レンズ”として理解することにより、行政法理論において「行政行為の取消（撤回）の制限（信頼保護）」、「第三者の保護規範の有無（原告適格）」、「許可処分の法的効果」、「（継続的）法律関係論」といったこれまで別々に論じられてきた論点を許可制度という統一システムの中で有機的に関連づけ、許可制度を、行政法総論における重要な「制度」として再設定する点で学術的意義があり、また許可法制の制度設計について説き及び、現行原子炉等規制法の課題並びに改善点を具体的に提示する点で社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）： Through an analysis of German and European administrative laws that are reforming the permit system, this study reflects on Japan's traditional permit system and reconstructs it as a system with a "high degree of interest coordination" and "flexibility to adapt to changing circumstances" based on the system's potential multifaceted control function. Using Atomic Energy Act in Japan as material, the study demonstrates the importance and effectiveness of the permit system being positioned in the general theory of administrative law as a profit-gathering lens.

研究分野：行政法

キーワード：許可制度 行政行為の存続効 継続的法律関係 原子炉等規制法 ドイツにおける行政法改革 法的安定性 職権取消・撤回 バックフィット命令

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

「許可」制度は、伝統的に行為・状態に付随する危険の発生を事前にコントロールする手段としての役割が与えられてきたが、近年、防御すべき対象が不確実性・リスクを含んでいることに対応し、科学技術の進展に対応した許可手続や許可後の監督制度の構築が喫緊の課題となっている。しかし我が国の現行法令で採用されている許可制度は、拒否裁量の原則的否定、第三者保護規範の不十分な整備、許可後の規制権限基準の緩さ等に現れるように、なお「禁止されていた自由の回復」という古典的な制度理解に止まり、利害関係者の利益調整、許可後に変化した事態への対応、規制主体との継続的法律関係に基づく事業者の監督システムが実装されていない。このような問題を浮き彫りしたのが、福島原発事故時における、許可後の事業者の行為を科学技術の進展に応じて厳格に監督するバックフィット制度の不在であった。確かにこれまでの新たな知見の進展に対応する規制の仕組みは、建築基準法の既存不適格制度や消防法の防火措置命令など一部で存在していたところであるが、これらの制度が従来の許可制度との関係においてどのように位置付けられるのかなど体系的に論じられることはなかった。許可処分は、その授益的性質から、許可処分の効果を許可付与後に制限（一時停止、撤回など）する場合、これによって被る事業者の不利益との利益調整が必要と解されてきたところ、実際、その判断は「裸の利益衡量」によるところが多く、許可手続・許可の規律内容・許可の法的効果の制限の程度など、許可制度全体の評価から論じられることはなかった。よって、経験的知見をもって判断しうる危険をコントロールするという許可制度の古典的な理解が現在の多様な許可制度の正確な理解を妨げていないかという観点から、許可制度を、理論化されたその当時に遡って検証し、実定法の構造変化並びに判例を通じて同制度が持つ潜在的な制御機能を明らかにすることによって、許可制度を再構築する可能性が問われる必要があった。

2. 研究の目的

本研究は、許可制度の改革に取り組むドイツ・ヨーロッパ行政法を参照するという比較法的手法を用い、我が国の伝統的許可制度を反省し、同制度が潜在的に持つ多面的な制御機能を踏まえた上で、「高度な利益調整機能」と「変化する事態に対応する柔軟性」を備えた制度として再構築することを目的とするものである。これまで行政行為の分類学の中で伝統的に論じられてきた「許可」「公企業の特許」の区別論を反省し、同区分論を行為・状態を最も適合的にコントロールする立法者の制度具体化責任の程度の問題として解消した上で、実定法の構造変化と判例の展開を踏まえて現行法制度を整合的に説明可能な許可制度を新たに分析・評価する点に狙いがある。また、同時に近年「許可行政法」という法領域を形成しつつあるドイツ・ヨーロッパ行政法を比較分析する手法を採用することによって、我が国の許可制度を相対化し、我が国の法制度の独自性と改善点を明らかにすることも目指される。

3. 研究の方法

研究は主に3つの段階を経て行われた。

(1) 許可制度（警察許可）の伝統的理解の確認

最初に、伝統的許可制度の特徴が、O. Mayer がその理論化の前提とした営業法の規律構造を分析することを通じて明らかにされた。主たる検討対象は、許可は「禁止された自由を回復する」という法的命題の意味並びにそこから導かれる点的な法律関係と、営業法上付与されている、事業者に対する許可付与後の強固な存続保護との関係性であった。具体的には、O. Mayer が事業者の多様な行為を許可留保付き予防的禁止という統一概念の下で類型化したことの意味、これに対して F. Fleiner が O. Mayer の理解を発展させ、事業者の行為類型に応じ免除留保付き抑止的禁止という独自の類型を立てたことの意味、そして当時理解されていた Konzession（公企業の特許）の意味が、今日の許可制度の類型化に与えている影響について検討が行われた。具体的実定法の構造が理論に与えている影響を分析するため、検討に当たっては19世紀末の公法学者・実務家の著作のほか、営業法をはじめとする実務家の手によるコンメンタールやハンドブックなどの収集・調査が行われた。

(2) 「許可」制度の改革の動向分析

次に伝統的許可制度が持つ特徴が、連邦イミシオン防止法や水管理法、原子力法にかかるカル

カー決定などを通じて徐々に変化し、新たな類型化と定義づけが求められていることが明らかにされた。具体的には、集会法判決からカルカー決定に至る許可制度に関する判例の分析を通じて、伝統的許可制度の特徴である拘束的許可請求権がどのように変化していったのか、また営業法が連邦イミシオン防止法に改正される際、事業者に潜在的な義務（基本義務）が課され、許可を受けた事業者の存続保護が事業活動期間を通じて制限されることになったこと等の経緯について調査が行われた。また同時に、許可制度がドイツの行政法改革やヨーロッパ法の影響を受け、総体として、①許可手続に申請者を「動員」（報告義務の賦課）することで国家と社会の密接な関係を築き上げ、高度な利益調整を図ること、また②許可手続の迅速化、さらに③許可制度を柔軟化することで許可後の行為に注目し、変化した事実に対応することを指向することが指摘されていたことから、その実務的意義と行政法理論へのインパクトの検証が行われた。

(3) 原子炉等規制法のバックフィット命令を素材にした「許可」制度の再構築

最後に、改正原子炉規制法で導入されたバックフィット命令を素材に、O.Mayer 以来の許可制度の古典的理解が通用しなくなってきたことを実定法に基づき各論的に実証することを通じて、現行許可制度の再構築に向けて改善すべき点が明らかにされた。具体的には、①許可の存続保護の範囲を決する上で重要な許可の規律範囲をどのような方法で判定すればよいか、また②第三者保護規範の形成にあたり、果たして、またどのような方法で許可付与後の事業者の行為を分析すればよいか、③旧来の、電気事業法と原子炉規制法のハイブリッド方式が、リスク統制のためではなく公益増進確保のための規制基準にとどまらせ、公益事業を推進する主体に対する「高権主体の警察義務否定のドグマ」が影響を及ぼしていたという仮説が果たして、またどの程度まで妥当するか、また④許可付与後の事実の変化に対応する監督システムはどのようなものであるべきか、改正原子炉等規制法に改善すべき点はないか、といった論点が扱われた。これら以上の分析をもって、許可制度の古典的理解に対する無批判的受容の問題点と、「高度に抽象的な行為形式論」から「個別具体的で領域特種な（継続的）法律関係を踏まえた行為形式論」へ「ものの見方」のパラダイム転換の可能性について検討が加えられた。

4. 研究成果

研究の1年目は、ドイツにおける伝統的許可制度の特徴を確認するとともに、この制度が現代法の中でどのような課題に直面しているのかを明らかにした。具体的には、19世紀末の公法学者・実務家の著作のほか、許可法制の雛形を形作っている営業法のコンメンタールや一般警察法のハンドブックの収集・分析を行いつつ、古典的行政法のドグマティカーたる O. Mayer が、事業者の特定の行為を許可留保付き予防的禁止という統一概念の下で類型化したことの意味、これに対して F. Fleiner が O. Mayer の理解をさらに発展させ、事業者の行為類型に応じ免除留保付き抑止的禁止という独自の類型を立てたことの意味を、具体の実定法の構造に基づいて明らかにした。また同時に、我が国の許可制度の理解（とりわけ美濃部のそれ）が、O. Mayer が理論化した「警察許可」を、果たして、またどの程度継受しているのかについても検証した。この検討の過程において、美濃部は許可を受けた者の法的地位に関し、《許可後も公共の安寧秩序と適合することの要請》と《許可付与後の事業者の法的地位の安定の要請》との両立を「行政行為の取消（撤回）の制限」の問題として主題化しつつも、両者の要請を具体的にどのように両立させるかという問題について、十分な解答を示していないことが明らかになった。これにより、「そもそも既に行政機関から適法に許可を受けていることが、許可付与後の事業者の状態を制限することとの関係において、果たして、またどのような法的意味を有するか」という問題を、許可処分との法的効果との関連でさらに精緻に分析する必要性が明らかになった。その成果の一部を、拙稿「伝統的許可制度の現代的変容（上）（下）—原子炉設置許可とバックフィット命令を素材にして」法律時報 90 巻 7 号 80-85 頁、8 号 96-101 頁（2018 年）として公表した。また、「行政法の規律構造に関する一考察—許可法制の現代的変容を素材として—」と題し、東北大学公法判例研究会（東北大学、2018 年 12 月 15 日）において報告発表を行った。

研究の2年目は、伝統的許可制度の特徴が、連邦イミシオン防止法や水管理法、原子力法にかかるカルカー決定などを通じて徐々に変化し、新たな類型化と定義づけが求められている経緯を明らかにする研究を行った。具体的には、集会法判決からカルカー決定に至る許可制度に関する判例の分析を通じて、伝統的許可制度の特徴である拘束的許可請求権がどのように瑕疵なき裁量行使を求める請求権に変化していったのか、また営業法が連邦イミシオン防止法に改正される際、事業者に潜在的な義務（基本義務）が課され、許可を受けた事業者の存続保護が事業活動期間を通じて制限されることになった経緯などについて明らかにした。

また同時に、ドイツの現行の許可制度が、行政法改革やヨーロッパ法の影響を受けて変容している様についても研究を行った。ドイツでは、伝統的な行政法解釈方法が現実の行政現象を必ずしも適切に捉え、解決に導くことができないとの反省の下で、社会学・行政学的な知見を踏まえた「新しい行政法学」の展開が注目されている。本研究の主たるテーマである許可法制についても、これまでは伝統的な監督行政の雛型として警察許可をモデルに論じられてきたが、近年では

許可付与前のインフォーマルな手続、手続の迅速化、許可付与後の法・事実状態の変更への対応など、許可法制全体が時間的ファクターとともに動的に把握されつつある。これらを含めて、行政法に革新をもたらそうとするドイツの行政法改革の全体像を可能な限り調査・分析した。なお、本研究の途中経過については、「原子炉等規制法と行政法総論」と題し、科研費基盤(A)「持続可能な公共財としての原子力システムの可能性」の研究会（京都大学、2019年9月24日）において報告した。

研究の3年目は、改正原子炉等規制法で導入されたバックフィット命令を素材に、O. Mayer 以来の許可制度の古典的理解に現代的な修正が加えられていることを実定法に基づき検証した。その過程において、許可法制に“変化する事態に対応する柔軟性”や“比例原則に基づく精緻な利益調整機能”を認める場合、行為形式論中心的な物の見方には限界があること、むしろ継続的法律関係ないし規律構造論の視点から、許可要件と事後的措置要件と関連性に注意を向けるべきことを明らかにした。なお、当初の予定では本年度が研究計画最終年度であることから、研究成果を各種研究会で報告し、意見・批判をフィードバックさせる予定であったが、コロナ禍ゆえ実施することができなかった。しかし、研究計画1年目に研究のベースとして公表していた論考に、その後の研究の成果を反映させ加筆修正を加えた論考を、山下竜一編『原発再稼働と公法』（日本評論社、2021）に収録することができた。

研究年度を1年延長した最終年度もまた、コロナ禍による影響で、海外調査など当初予定していた計画を進めることはできなかったが、他方で、本研究課題の「行政行為の存続効」の研究を契機として、より一般的に「行政法の法的安定性」について調査・分析する視角を、法律時報雑誌の特集企画を通じて得ることができた。バックフィット命令の制度設計にも深くかかわる、行政行為の取消制限の可否は行政行為によって形成された法律関係の安定性の要請の程度の問題であるところ、そもそも行政法上の法律関係の安定性ないし行政法そのものの安定性は、どのような理念並びに基準に基づき判定・制御されるのか、という視角である。不特定多数の関係者を規律し、利益調整することを担う行政法には、取消訴訟制度の仕組みに代表されるように、伝統的に、一度形成された行政上の法律関係を容易に廃止・変更することを許さない幾重もの安定化装置が用意されている。しかし現代の行政法システムの下においては、法・事実状態の短期間での変化、利害関係の多様性・複雑性が顕著となるほか、さらに特別措置法や行政通則法が断続的に整備されるなど、行政法システムの随所で法的安定と不安定の緊張関係が表出し始めている。このような観点から「行政法の法的安定性」そのものを問う（マクロの）視角を得たことによって、これまで探求してきた「伝統的許可制度の現代的変容」の意義（法の脱実体化・法の手続化現象）を、より明確にした。拙稿「行政法の法的安定性を検証する一問題状況の俯瞰」法律時報93巻8号（2021年）4頁以下は、その具体的成果の一部である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計18件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 499号
2. 論文標題 使途基準に反する政務活動費の不当利得返還請求事件（最判令和3・12・21）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 100 100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 94巻1号
2. 論文標題 危険管理責任の再定位（下） 義務違反構成の試み（行政法の基礎理論8-2）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 121 127
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 495号
2. 論文標題 「表現の不自由展かんさい」開催にかかるギャラリー利用承認の取消処分執行停止事件（大阪地決令和3・7・9）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 151 151
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 93巻12号
2. 論文標題 危険管理責任の再定位（上） 義務違反構成の試み（行政法の基礎理論8-1）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 130 136
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 491号
2. 論文標題 刑務所内で起きた被収容者の暴力行為と制止権限不行使の違法性（札幌地判令和2・4・17）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 154 154
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 93巻8号
2. 論文標題 行政法の法的安定性を検証する 問題状況の俯瞰（特集 行政法の法的安定性を検証する）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4 11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 93巻5号
2. 論文標題 企画趣旨（小特集 コロナウイルスと行政組織 試されるその危機対応）（シリーズ コロナと共に生きる世界・社会と法）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 49 50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻
2. 論文標題 伝統的許可制度の現代的変容 原子炉設置許可とバックフィット命令を素材にして	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 山下竜一【編】『原発再稼働と公法』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 98 125
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 483号
2. 論文標題 首都圏建設アスベスト神奈川第2陣訴訟高裁判決（東京高判令和2・8・28）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 164 164
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 479号
2. 論文標題 辺野古関与取消訴訟最高裁判決（最判令和2・3・26）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 142 142
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 1544号
2. 論文標題 交通反則通告書交付にあたり反則者の求めに応じて警察官が提示すべき資料・証拠等の範囲（最一小判令和元・6・3）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト臨時増刊『令和元年度重要判例解説』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 42 43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 475号
2. 論文標題 辺野古関与取消訴訟高裁判決（福岡高那覇支判令和元・10・23）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 128 128
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 472号
2. 論文標題 暴力団排除条項の合憲性（最判平成27・3・27） 西宮市営住宅条例事件 【行政法】から見る	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 21 25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 240号
2. 論文標題 厚木基地第1次訴訟 自衛隊機の離発着等の民事上の差止請求の可否	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 大塚直・北村喜宣【編】『別冊ジュリスト・環境法判例百選〔第3版〕』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 50 51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 90巻8号
2. 論文標題 伝統的許可制度の現代的変容（下） 原子炉設置許可とバックフィット命令を素材にして	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 96 101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 90巻7号
2. 論文標題 伝統的許可制度の現代的変容（上） 原子炉設置許可とバックフィット命令を素材にして	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 80 85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 82巻1号
2. 論文標題 国家賠償法1条が定める違法概念の体系的理解に向けた一考察(2・完) 職務義務違反説の可能性	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法學(東北大学)	6. 最初と最後の頁 1 37
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 米田雅宏	4. 巻 760号
2. 論文標題 行政法のダイナミズム もう1つの行政法入門	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 20 25
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計2件(うち招待講演 2件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 米田雅宏
2. 発表標題 原子炉等規制法と行政法総論
3. 学会等名 科学研究費・基盤研究(A)「持続可能な公共財としての原子カシステムの可能性」(研究代表者:高木光)研究会(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 米田雅宏
2. 発表標題 行政法の規律構造に関する一考察 許可法制の現代的変容を素材として
3. 学会等名 東北大学公法判例研究会(招待講演)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 笠木映里・西平等・藤谷武史・山本龍彦・米田雅宏・米村滋人【編】	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 296 (1 296)
3. 書名 法律時報増刊 新型コロナウイルスと法学	

1. 著者名 米田雅宏	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 516 (1 516)
3. 書名 「警察権の限界」論の再定位	

〔産業財産権〕

〔その他〕

東北大学機関リポジトリTOUR：法学（東北大学） http://hdl.handle.net/10097/00123177

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------